六　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの及び報告事項の提供に関するものを除く。）に関する事務で、沖縄国税事務所長が必要があると認めたものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

七　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの及び報告事項の提供に関するものを除く。）で、処理困難なものとして沖縄国税事務所長が資料調査課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

（税務相談官）

第五百三十六条　沖縄国税事務所に、税務相談官五人以内を置く。

２　［略］

（鑑定官）

第五百三十九条　間税課に、鑑定官三人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第五百四十条　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官七十四人以内を、徴収課に、国税実査官十五人以内を置く。

［２・３　略］

（国税査察官）

第五百四十三条　査察課に、国税査察官百三十八人以内を置く。

２　［略］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　税務署に、総務課並びに国税庁長官の定めるところにより、税務広報広聴官、特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官及び酒類指導官を置く。

［２～４　略］

５　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百十三人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千五百二人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて千四百八十一人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千五百三十七人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十人以内とする。

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官七千六百六十九人以内を置く。

２　［略］

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万八千五百八十七人以内を置く。

２　［略］

六　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの及び報告事項の提供に関するものを除く。）及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に関する事務で、沖縄国税事務所長が必要があると認めたものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

七　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの及び報告事項の提供に関するものを除く。）及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして沖縄国税事務所長が資料調査課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

（税務相談官）

第五百三十六条　沖縄国税事務所に、税務相談官六人以内を置く。

２　［同上］

（鑑定官）

第五百三十九条　間税課に、鑑定官二人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第五百四十条　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官七十二人以内を、徴収課に、国税実査官十五人以内を置く。

［２・３　同上］

（国税査察官）

第五百四十三条　査察課に、国税査察官百六人以内を置く。

２　［同上］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　税務署に、総務課並びに国税庁長官の定めるところにより、税務広報広聴官、特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官及び酒類指導官を置く。

［２～４　同上］

５　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百四人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千四百九十九人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて千四百八十一人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千五百三十九人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十人以内とする。

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官七千七百十九人以内を置く。

２　［同上］

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万八千六百九十二人以内を置く。

２　［同上］